

軍命第一。號

軍 命 令

七月十八日
蘭 貢



一、千ヨウセ 縣

ウ、千ヤンサ

メエチラ 縣

ウ、ミヤ

ミンチ。ヤン 縣

ウ、バ、シン

ヤメチイン 縣

ウ、ペ

シユエボ 縣

ウ、アウ、ソウ

任頭書縣知事給月俸八百圓

ニ、マダエ 縣

ウ、キン

0534

任頭書縣知事代理給月俸五百圓

緬甸方面日本軍司令官 飯田祥二郎

下違法 各人ニ辭令ト共ニ緬譯交付

報告先。南方軍

通報先。各地區隊長 憲兵隊。平岡機關 軍司令部 各部班

軍政部各支部

中央行政機關設立準備委員會

0535

軍機秘

緬甸防衛軍建設要綱

昭和一七七一三
メイミヨウ

一、緬甸防衛軍ハ緬甸方面日本軍司令官ニ屬ス

二、緬甸防衛軍ハ左ノ部隊ヨリ成リ其ノ編制ハ附表第一乃至第四ノ如シ

緬甸軍司令部 一

緬甸歩兵大隊 三乃至四

幹部候補生隊 一

指導部 一

三、右ノ外緬甸防衛軍ノ建設、育成、維持ニ關スル業務ヲ擔任スル爲日

本軍司令官ノ直轄機關トシテ兵備局ヲ置ク

兵備局ノ編制ハ附表第五ノ如シ

四、緬甸軍司令部ハ緬甸歩兵大隊ヲ統率スル所トス

0536

緬甸軍司令官ハ日本軍司令官ニ隸ス

緬甸軍司令官以下ハ緬甸人ヲ以テ編成ス

五緬甸歩兵大隊ハ緬甸軍司令官ニ隸ス

大隊長以下ハ緬甸人ヲ以テ編成ス

六幹部候補生隊ハ緬甸防衛軍ノ幹部タルヘキモノヲ教育スル所トス

幹部候補生隊長ハ日本軍司令官ニ隸ス

候補生ハ緬甸人トシ幹部ハ全員日本軍人ヲ以テ編成ス

幹部候補生隊ノ教育期間ハ概ネ六月トシ其ノ課程ヲ終了セルモノハ

緬甸防衛軍下士官タルノ資格ヲ得ルモノトシ其ノ内成績優良ナルモ

ノハ更ニ若干期間在學セシメテ將校タルノ資格ヲ與フ其ノ内成績特

ニ優秀ナルモノ若干名ハ日本陸軍士官學校ニ入學セシメ將來軍ノ樞

要ナル地位ニ就カシム但シ本年度ニ限り日本留學ハ早期ニ之ヲ實施
スルコトアリ

緬甸防衛軍創建ニ際シ既ニ幹部タリシモノヲ除キ將來緬甸防衛軍ノ
幹部タル者ハ總テ此ノ幹部候補生隊ノ課程ヲ經ルモノトス

セ下士官ノ任官、進級ハ所定ノ課程ヲ經別ニ定ムル進級期間ヲ經タル
者ニ對シテ所屬長之ヲ行フ將校ノ任官、進級、補職ハ總テ日本軍司
令官之ヲ行フ

八指導部ハ緬甸軍ノ指導ニ任シ且日本軍司令官ノ命令ノ徹底ヲ監督ス
ルト共ニ日本軍司令官ノ統率ヲ適切ナラシムル爲緬甸軍ノ實情ヲ日
本軍司令官ニ上通セシムル機關トス

指導部長ハ日本軍司令官ニ兼ス

緬甸軍司令官及歩兵大隊長ハ命令等ノ發令ニ際シ夫々當該指導官ノ署名ヲ要スルモノトス

軍司令部指導官中各部將校以下ハ軍司令部ニ於ケル擔任業務ノミナラス歩兵大隊ノ當該業務ニ對シ直接指導ヲ行フモノトス

九緬甸防衛軍ハ主トシテ從來ノ緬甸獨立義勇軍ヲ改變シテ編成ス

即マンダレー、ベグー及ミンガラドンニ集結セル緬甸獨立義勇軍ニ

付左記標準ニ依リ選抜ヲ行フモノトス但シ幹部ニ付テハ別ニ定ムル

所ニ據ル

左記

(一)年 齡 十八才―二十五才

(二)日本徴兵検査ノ規格ニ依ル体格検査ニ於ケル合格者

(三) 獨身者

(四) 志願者（志願期間差當り一年）

七幹部候補生隊ハ左記標準ニ據リ之ヲ編成スルモノトス

左記

(一) 緬甸防衛軍ノ兵士ニ編入セラレタル者ノ内身体強健、能力優秀ニ

シテ中隊長、大隊長及軍司令官ニ於テ選抜推薦セルモノ約二百名

(二) 現ニBIAニ入りアラサルモノニシテ中央行政機構設立準備委員會委

員長ノ推薦セルモノ約百名

十二第二第三項ニ示ス編成ハ當分ノ内所要ニ應シ其ノ部局ヲ減シ人員ニ

缺員ヲ置キ階級ヲ上下スル等融通性ヲ保持スルコトヲ得

考 備	計	一 佐 大 官 令 司		區 分
		一 本 編 制 表 ノ 人 員 ハ 凡 テ 緬 甸 人 ト ス	將 校	
官 謀 一 一				
	附 法 務 一 附 獸 醫 一 附 軍 醫 一 附 主 計 一 附 兵 技 一		副 官 一	尉 大
				尉 中
一一			二	尉 少
				尉 准
九			獸 醫 務 一 衛 生 一 主 計 一 兵 技 一 醫 記 五	長 官 官 軍 長 伍
一二		二 二	兵	
五		五	馬 乘	

緬甸軍司令部編制表

瀨句歩兵大隊編制表

考	備	計	獸醫務下士官	獸醫中少尉	縫裝下士官	主計下士官	主計中少尉	衛生兵	衛生下士官	軍醫中少尉	兵技下士官	兵技中少尉	喇叭手	兵	軍曹、伍長	曹長	准尉	少尉	中尉	大尉	少佐	區分
		一四二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	一	一	大隊本部
		一九八						二					二	一七〇	二	—	—	三	—	—	—	歩兵中隊
		一六二						二					二	一四〇	二	—	—	—	—	—	—	機關銃中隊
		二七												二	—	—	—	—	—	—	—	馬計
		九六八	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	一〇	八二〇	一〇	五	—	—	—	—	—	一大隊本部
		一九												二	—	—	—	—	—	—	—	中隊
																		四	—	—	—	隊部

一、本編制表ノ人員ハ凡テ瀨句人トス
 二、歩兵中隊ハ輕機關銃一二、擲彈筒六、小銃一六〇
 機關銃中隊ハ機關銃六銃トス

幹部候補生隊編制表

考 備	計	一 佐 (少) 中 長 隊						區 分	
		中 隊	本 部				附		
一、本表ノ人員ハ生徒ノ外凡テ日本人トス 二、本表ノ外所要ノ雇傭人ヲ置ク事ヲ得	將 校							佐 少	
	一 五					副 官		尉 大	
	乘 馬	中 隊 長						尉 中	
	七	二	附 隊 醫	附 軍 醫	附 主 計	附 兵 技		尉 少	
		六	一	一	一	一			
		二						尉 准	
		四	獸 醫	衛 生	縫 裝 工	主 計	兵 技	書 記	長 曹
	三 〇	一 四	一	一	一	一	一	五	曹 軍
	二 六	一 四							長 伍
									兵
		三 〇 〇							徒 生

附表第四

考 備	一 佐(少)中 長部導指		區 分	指 導 部 編 制 表
	歩兵大隊指導部	軍司令部指導部		
一、各部指導官ハ他ニ本職ヲ有スルモノノ兼務ト爲スコトヲ得 二、指導官中(少)佐ヶ一ハ指導部長ノ兼勤トス 三、歩兵大隊指導部ハ一箇分ノ編制ヲ示ス 四、本表ノ人員ハ全員日本人トス	大(中)尉 一	中(少)佐 一 少佐(大尉) 一 兵技大(中尉) 一 主計大(中尉) 一 軍醫大(中尉) 一 獸醫大(中尉) 一 法務大(中尉) 一	指 導 官	中(少)佐 一 少佐(大尉) 一 兵技大(中尉) 一 主計大(中尉) 一 軍醫大(中尉) 一 獸醫大(中尉) 一 法務大(中尉) 一
	下士官 一 主計下士官 一 縫裝工下士官 一 衛生下士官 一	下士官 一 兵技下士官 一 主計下士官 一 衛生下士官 一 獸醫務下士官 一	指 導 官 補	下士官 一 兵技下士官 一 主計下士官 一 衛生下士官 一 獸醫務下士官 一

考 備	計	局 長 (日) 中 (少) 佐 一									區 分	兵 備 局 編 制 表	
		法務課	馬事課	醫務課	經理課	兵器課	徵募課	軍事課	人事課	庶務課			
一、④ハ日本軍々司令部各部員ノ兼勤ヲ示ス 二、下士官中ニハ日籍兩人ヲ含ミ通譯ヲ交フルコトヲ得 三、本表ノ外兵備局附トシテ所要ノ緬甸人將校ヲ置クコトヲ得	將 校	長 (日) 法務 (大尉佐)	長 (日) 獸醫 (大尉佐)	長 (日) 軍醫 (大尉佐)	長 (日) 主計 (大尉佐)	長 (日) 少佐 (大尉)	長 (日) 少佐 (大尉)	長 (日) 少佐 (大尉)	長 (日) 少佐 (大尉)	長 (日) 少佐 (大尉)	將	校	下士官
		④ (日) 法務 (大尉佐)	④ (日) 獸醫 (大尉佐)	④ (日) 軍醫 (大尉佐)	④ (日) 主計 (大尉佐)	④ (日) 少佐 (大尉)	④ (日) 少佐 (大尉)	④ (日) 少佐 (大尉)	④ (日) 少佐 (大尉)	④ (日) 少佐 (大尉)	④ (日) 少佐 (大尉)		
	④二五五	(日) 法務大 (中) 尉 一	(日) 獸醫大 (中) 尉 一	(日) 軍醫大 (中) 尉 二	(日) 主計大 (中) 尉 三	(日) 大 (中) 尉 一	(日) 大 (中) 尉 二	(日) 大 (中) 尉 三	(日) 大 (中) 尉 二	(日) 大 (中) 尉 一			
	三三	二	二	四	五	二	五	八	三	三			

緬甸軍司令部緬甸歩兵大隊編成要領

緬甸方面日本軍司令部



0546